

景観の環境保全措置について

(2) 緑化による影響

緑化による影響については、以下の理由により景観に対する影響は軽微であると予測した。

- ・ 現在の対象事業実施区域は果樹園や畑地である。新たに植栽する計画であるが、現段階では決定していないものの、周辺の景観資源を変化させる程の緑の量でもなく、景観資源を変化させるものでもない。
- ・ 高木樹の植栽を行った場合においても、成長した樹木の高さは10～15m程度と建築物の1/2～1/3程度であり、視認することはできないため、眺望の変化はない。

このように緑化による景観の眺望の変化について、視認することはできないことから、存在・供用による影響はないと判断される。

一方、対象事業実施区域近接部については、対象事業実施区域内の施設等が外周に緑化された樹木等によって、近接の住宅、道路等からの視野から遮蔽されることで周辺地域に及ぼす心理的影響を緩和することができるものと考えられる。

6) 環境保全措置の内容と経緯

施設の存在による眺望景観への影響を緩和するため関係地区や千曲市と協議しながら検討する。なお、現時点で決定していない施設の外壁等の色彩及び形状については、環境に配慮したものとしていく。そこで、本事業の実施においては、できる限り環境への影響を緩和させるものとし、表4-14-10に示す環境保全措置を実施する。

表 4-14-10 環境保全措置(存在・供用による影響)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
施設の外壁等の色彩及び形状への配慮	施設の外壁等については、周辺からの眺望を考慮しながら、地域において違和感のない色(淡色系)及び形状を選択する	最小化
屋上緑化・壁面緑化への配慮	施設設計の段階で総合的に判断し、景観との調和を図る	最小化

【環境保全措置の種類】

回 避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化：実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修 正：影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する。

低 減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代 償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。